

(別紙2)

週休2日確保工事等の試行に関する特記仕様書(受注者希望型)

(対象)

第1条 本工事は、愛媛県森林局週休2日確保工事等試行要領(以下、「要領」という。)に基づく週休2日確保工事(受注者希望型)の試行対象工事である。

(対象工事)

第2条 受注後、受注者は次の取り組みのうちいずれかを実施することができる。なお、担い手確保の目的に鑑み、可能な限り週単位(完全週休2日)の週休2日交替制工事に取り組むものとする。

- (1) 週単位(完全週休2日)の週休2日交替制工事
- (2) 月単位の週休2日交替制工事
- (3) 通期の週休2日交替制工事

(実施協議)

第3条 受注者は、第2条の取り組みのうちいずれかを実施しようとする場合は、工事着手日までに、工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。

2 協議の結果、第2条の取り組みのうちいずれかを実施することとなった場合は、以下の各条により取り組むものとする。

(実施方法)

第4条 工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、週休2日確保を反映したものにしなければならない。

2 受注者は、要領第3条第3項により取組みを変更する場合は、工事着手日までに工事打合せ簿により発注者と協議しなければならない。変更した場合は次のとおり実施することとする。

- (1) 週単位(完全週休2日)、月単位又は通期の週休2日交替制工事

受注者は、週単位(完全週休2日)、月単位又は通期の週休2日交替制工事を実施する場合、各取組みに応じた技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日の確保状況を証明する方法を具体的に記載した施工計画書を発注者に提出するものとする。

3 受注者は、工事途中に工事打合せ簿に理由を記載し通知することで、週休2日の取組みを次のとおり変更することができる。

- (1) 月単位の週休2日交替制工事は、通期の週休2日交替制工事に変更することができる。

- (2) 週単位(完全週休2日)の週休2日交替制工事は月単位又は通期の週休2日交替制工事に変更することができる。

4 受注者は、工事看板等で週休2日交替制工事である旨を周知するものとする。

5 発注者は、工事変更請負契約にあたっては、あらかじめ休日率を確認するものとする。
なお、受注者は、工事日報やKY活動日誌等確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

6 受注者は、工事途中に週休2日交替制工事を取りやめる場合は、理由を記載した工事打合せ簿を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

(費用の計上)

第5条 週単位(完全週休2日)又は月単位の週休2日交替制に取り組んだ工事については、要領第6条に基づき設計変更を行い、各取組みに係る費用を計上するものとする。

(アンケート調査等)

第6条 発注者が週休2日確保工事等に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後であっても同様とする。

(その他)

第7条 この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

(参考 「週休2日交替制工事」 工事看板の例)

ご迷惑をおかけします	
週休2日交替制工事	
〇〇〇〇〇〇〇を	
なおしています	
令和〇年〇月〇日まで 時間帯 21:00 ~ 6:00	
舗 装 修 繕 工 事	
発注者	愛媛県〇〇地方局 農林水産振興部〇〇〇〇課 電話 089-〇〇〇-〇〇〇〇(代)
施工者	〇〇〇〇建設株式会社 電話 〇〇-〇〇-〇〇〇〇

110cm		
15cm	週休2日交替制工事	25cm
	〇 〇 工 事 中	
10cm	一般県道〇〇線〇〇〇工事	
8cm	区間 〇 〇 市 〇 〇 町 〇 〇	90cm
8cm	期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から 令和〇〇年〇〇月〇〇日まで	140cm
8cm	施工 〇〇〇建設株式会社 TEL (089) 〇〇〇-〇〇〇〇	
10cm	愛媛県〇〇地方局農林水産振興部 〇〇〇〇課 TEL (089) 〇〇〇-〇〇〇〇(代)	25cm